

## 青梅市市民ホールに関する懇談会傍聴規程（案）

## 1 目的

この規程「青梅市付属機関等の設置運営に関する指針」第6項第2号に掲げる会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議場の広さによって会長が定めるものとし、定員を超えるときは抽選により決定する。

## 3 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者名簿（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券の交付は、会議開始の30分前から行う。
- (3) 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の30分前に定員を超えるときは抽選により決定する。
- (4) 傍聴者は、係員から求められたときは傍聴券を提示しなければならない。

## 4 傍聴席

傍聴席は会長がこれを指定する。

## 5 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器、その他、人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

## 6 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない

ない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または審議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

#### 7 写真、映画等の撮影および録音等の制限

傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

#### 8 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 懇談会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

#### 9 報道関係者および市議会議員（以下「報道関係者等」という。）の取扱い

- (1) 会長は第2項および第3項の規程にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者等を傍聴させることができる。
- (2) 第5項から前項までの規程は、報道関係者等が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において「傍聴者」とあるのは「報道関係者等」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者等席」と読み替えるものとする。

#### 10 議事録等

審議会の議事録および会議資料は、これを公開する。ただし、青梅情報公開条例（平成9年条例第29号）第9号第1項各号に該当し、会議を非公開とする場合はこの限りでない。

11 委任

この規程に定めのない事項は、会長が定める。

12 実施期間

この規程は、令和3年4月28日から実施する。